

落合第一地区協議会臨時全体会

日 時	平成21年6月17日(水) 午後7時00分～9時00分
場 所	落合保健センター3階 集会室
出席者	委 員 24名 特別出張所: 山本所長、川崎副所長、新川主査、関口活動支援員
協議内容	1. 代表挨拶 2. 議 事 自治基本条例区民検討会議報告
配布資料	①自治基本条例 報告と検討の会議 ②これまでの経過報告と現状 ③第19回(臨時)運営会 全体討議の進め方

1 清水代表挨拶

- ・ 自治基本条例も策定が進み、かなり頻繁な日程で会議を招集されているよう。そのあたりの現状の説明を頂きたい。また、何故自治基本条例が必要かというお話も頂きたい。
- ・ 地区協議会としては、自治基本条例の中にどのように位置づけがなされるか関心がもたれる。
- ・ 平成17年10月の発足当時は、行政においても地区協議会というものに、自治基本条例の中に位置づけまでして、地域自治、住民自治の中核になってもらいたいという話ではなかった。
- ・ 今、行政が地区協議会に大きな期待を寄せているということは、行政の仕事が拡大している事、区民の声を聞きながら施策をしていく事に、ある程度の行き詰まりを感じており、地域での地域自治を実施してもらおう事を狙っているのだと思っている。
- ・ 地区協議会が設立当時の構想と違って、今行政が抱いているような「地域自治の核として」という事になると、それに相応しい組織に編成替えをしなければならない。その為には、地域で一番の有力団体である町連、また、他有力団体の協力、支援を頂かなければならないという事を念頭に置いて頂きたい。

2 議 事

自治基本条例区民検討会議報告

① 経過報告と現状

<和田委員>

- ・ これまでに20回の区民検討会議を開催して決定した事は、区民側の基本的な考え方として、「区民が自治の担い手として地域の課題を解決する」「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される」という内容のみ。
- ・ 検討連絡会の委員6名の選出では、32名の区民検討会議委員の中から誰が入るかにより、条例の中身が大きく変わってくる。6名の中に町会の代表者を入れなくても良いのではないかと意見もあったが、地域の基盤となっている町会を入れないのはおかしいだろうという事で、落一地区協議会としては、公募から2名、地区協議会から2名、NPOから1名、町会から1名で構成することを提案し、その通りのメンバー構成となった。
- ・ 区民主権を主張しても、「主権とは一体何なのか？」というような意見が出される。「主権」も分からずに討議しているのが現状。このような状態では進行しないので、6/13に、臨時運営委員会を開催した。その時の資料が配付資料③。
- ・ 6/13の臨時運営会では「人権規定」を盛り込むかどうかを討議した。個人的な考えでは、基本理念の中に「人権の尊重」を是非とも入れて欲しいと思っているが、大半の意見は前文の中に入れて良いというものだった。落一地区協で「子どもを守るまち」というプレートを作成した事もあり、子どもの人権を守り、認める事により、子どもに自立の心を持ってもらいたい、という考えである。

- ・ 自分を除いた全員が、自治基本条例は最高規範だという意見だった。「最高」を担保するものは何か、と質問したところ、牛山先生から「最高規範性を持たせるべくして作るのは当然のことだが、その最高を担保するものを考えよう」との提案があった。
- ・ 議会、行政、住民の代表が集まり自治基本条例を作成するというのは初めての試み。この意味合いがはっきりと形作られれば最高規範に一步近づく事ができると思う。

<齊藤委員>

- ・ 町の中には、ルールを守り一生懸命活動をしている住民(濃い住民)と、そうではない住民(薄い住民)がいる。濃い住民の為に自治基本条例とするため、人権の尊重は前文に入れたい。
- ・ 人権には子ども、男女、国籍など全てが含まれる。子どもの人権を守る事には賛成だが、ルールを守らない外国人は区別したい、というのが区町連の考え方である。

② 自治基本条例とは

- ・ 自治基本条例は憲法である。憲法とは何かというと、人権規定と統治規定で構成されている。
- ・ 自治基本条例の定義とは何か。信託内容を示すもの。これは憲法の本質からきている。何故、誰が誰に何を望むのかがはっきり理解できないと盛り込むべき事がズれてくる。

③ 落一の意志を固めるための自由討論

■ 質問1

以前配布された資料の中に、4/16に開催した区民検討会議の開催概要にグループ発表がある。それらの意見が、基本的な考え方に集約されているという事でよいのか。

● 回答1

その通り。

△ 意見1

区民検討会議などで委員の意見を聞いてはいるが、行政側の意向として、既に自治基本条例の方向性が決まっているのではないかという気がする。そうならないように頑張りたい。

△ 意見2

基本的人権に関しては、齊藤副代表と同意見。

■ 質問2

薄い住民、濃い住民の区別という事をもう少し詳しくお話頂きたい。理想として全ての人間は平等であるというのは簡単であるが、町会としてはそうではないという事を言いたいのは分かる。ただ、この場所でその事をいうというのは、町会としてそのような立場をとっているという事か？

● 回答2

人は全て平等でなくてはならない。したがって、基本条例の中で「全て平等」と謳いあげるのは間違っていない。しかし、自分達がずっと住んでるの町の中に外国人が入ってきて、ルールを守ってくれない、言っても分からないという状況になれば区別をして見てしまう。この条例を作ることにより、濃い住民たちが自分の首を絞めることになってはいけない。

和田委員の意見のように基本理念に人権を入れた場合、自分達の首を絞められるのではないかという心配がある。そのような理由から、「人権の尊重」は前文に入れた方が良いと思う。区別というのは、「人権の尊重」をどこの位置づけにするかという区別であり、町会としてこのような立場をとっている。

△ 意見3

配布資料③の4班に別れてのまとめを見ると、項目として「条例の基本的な考え方」「行政の役割と責務」「(仮)行政運営」「議会の役割と責務」などがある。このようなものに関しては、専門の方にまかせ、地区協議会では「住民の合意形成」「地域基盤を考える」という事に関して意見を頂き、和田委員の発言資料にしてもらえれば良いと思う。

△ 意見4

条例は住民の権利と財産を抑えるものだと思う。安易に首を突っ込むと非難を買うこともある。このようなことは行政と議会で決めて行くことだと思う。

△ 意見5

清水代表の意見に賛成。個人の問題や小さな地域に関わる問題に縛りがかかるのは怖いこと。行政と議会に任せたい。

■ 質問3

基本条例は私たちを縛るものなのか？それとも住みやすい地域を作ろうとするものなのか？法律を作っているわけではないので、細かく細かくというよりは、分かりやすい言葉でみんなが共感できるものを作ったらいいのではないかと。理想を出し合い、大枠を決めるのでいいと思う。本来であれば、議会・行政がやるべき事で、恐らく機能していない状態になっている部分を、住民が責任をもってやりましょう、という事なのかと思った。そこを確認したい。

● 回答3

憲法というものに関して国民は遵守義務を持たない。憲法は権力者に守らせるもの。主権を持っているという事は憲法を変えられるという事。したがって、守ることを義務付けることはない。自治基本条例は憲法そのものではないから、住民が守るものと議会・行政が守るものが半分ずつ入ってくる。多くの学者は、基本条例には信託内容を明記すればいいというが、それは、こうしてほしい、という風に議会と行政に頼む事。しかし住民も自治体の一員なのだから、権利を主張するだけではなく守ろうという事。

<齊藤副代表>

中野区、豊島区、杉並区、足立区の条例をインターネットで見られるので、其々を見比べてみてほしい。

△ 意見6

我々が住みやすい場所をつくるのが基本だと思う。地区協の位置づけにも関わってくるので、怖がらずに発言して欲しいと思う。

■ 質問4

どこでもいいので、他地区の基本条例の例を見せてもらうだけでも、発言のきっかけになると思う。また、他地区の条例は、今回のように公募委員などを集め議論し出来たものなのか。

● 回答4

条例の作り方としては、最初は住民から提案して、行政と協力して作るというのが多かった。しかしその後、議会も自治体に入るという事で、議会条例の作成に関わるようになった。新宿区のように、議会、行政、住民の3者による検討方法は初めて。うまくいけば素晴らしい見本となる。また、これまでに条例を作った自治体が、条例を作ったことでどう変わったかとい検証まではいっていない。

△ 意見7

落四小校門前のガードレールの設置については、PTAが何度も依頼しても実現されなかったものが、地区協議会の働きかけにより、ものすごい速さで実現された。このように、地区協議会には、組織を動かすことの出来る団体であって欲しい。

■ 質問5

基本的人権、最高規範などといわれると、政治学のように理解しづらい。区民検討会議が生まれた背景や、ファシリテーターがどういう意図で意見をcollectしているかによって集約する方法が違ってくる。区長やファシリテーターが持っている意向と我々の意見が合えば、協力している内容が出てくると思う。ファシリテーターや区長の意向を伺いたい。

● 回答5

ファシリテーターは権限をもたない役割で、様々な意見を中庸な立場で拾い上げるがまとめる権限はない。また、ファシリテーターは牛山先生の選んだ方だと思うが、選んだ基準は不明。

(齊藤委員)

区長は、我々にとって一番大事なのは、自分達の街は自分達で責任をもち、自分達が決めていくことの出来るまちづくり、住民の参画と協働の為の仕組みづくりが必要です。という事を言っている。区としては、このような考えで自治基本条例を作ってもらいたい、という事だと思う。

3 〆の言葉（清水代表）

多くの貴重な意見を頂いた。今後も全体会で随時報告を頂く。自治基本条例が地域の自治団体の運営ルールになっていけば良いと思っている。今後、地域が自立していくにはやはり、地域活動する諸団体の運営ルールが皆の意見でまとまっていき、自治基本条例の中に盛り込まれれば、後々、地域の為には良い事だと思う。今後も地域を良くするために、ご協力、ご尽力頂きたい。